

自治会、PTA、  
マンション管理組合など

# 個人情報保護法の 対象になりました

平成29年5月30日から、取り扱っている個人情報が5000人分以下の事業者も個人情報保護法が適用されることになりました。自治会、PTA、マンション管理組合などの非営利団体も法の対象になります。

## ポイント！

**個人情報は目的を示して本人から収集する。**

明示例：利用目的を記載した紙に個人情報を書いてもらう。あらかじめHPや店頭などで利用目的を公表しておく。

**目的以外の利用はしない。勝手に他人に渡さない。**

収集する際に示した目的以外に利用しないでください。目的以外に利用したい場合は、必ず本人から同意をもらってください。

**個人情報は安全に管理してください。**

例：パスワード設定や、ウィルス対策ソフトをパソコンに入れる。鍵のかかるロッカーで保管する。  
名簿を配付した人が紛失や転売等をしないように注意を呼びかけることも重要です。

★★他にもこんなところが改正されました★★

人種、信条、社会的身分、犯罪の経歴、  
病歴等の本人に対して不当な差別、偏見等  
の不利益が生じる可能性のある個人情報を  
「要配慮個人情報」とし、本人からの同意を  
得て取得することが義務化されました。



個人情報保護法に関する質問  
**個人情報保護法質問ダイヤル 03-6457-9849**

受付時間 9時30分～17時30分(土日祝日及び年末年始を除く)

習志野市役所 総務部 情報政策課 047-453-9383